

第8章 目標一覧

障害者計画については、国の障害者基本計画の成果目標に準じ、各施策分野の本県個別計画と整合性を図り、成果目標を設定します。

施策分野1、2、5、6、7については、障害福祉計画の成果目標等と合わせて進捗を管理します。また、施策分野8については、第3期愛知県特別支援教育推進計画により進捗を管理します。

【障害者計画に関する事項】（図表 183）

項目	障害者基本計画の目標	県の現状値		本計画の目標	進捗率(直近)	目標の根拠	関連
		計画策定時	直近				
共同生活援助のサービス見込量	地方公共団体が作成する第5期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定	6,077人(人/月) (2020年3月)	8,919人(人/月) (2023年3月)	8,208人(人/月) (2023年度)	108.7%	本プラン	第5章1
消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークの人口カバー率	(消費者安全確保地域協議会を設置している人口5万人以上の市区町村)	59% (12市) (2019年度)	82% (27市町) (2022年度)	85%以上 (2024年度)	96.4%	あいち消費者安心プラン2024	第5章3
障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している市町村の割合	中核市等 100% (2022年度)	100% (4/4市) (2020年4月1日)	100% (2022年度)	100% (2022年度)	達成	本プラン	第5章4
	その他市町村 100% (2022年度)	94% (47/50市町村) (2020年4月1日)	100% (2022年度)	100% (2022年度)	達成		
障害者差別解消支援地域協議会を組織している市町村の割合	中核市等 100% (2022年度)	75% (3/4市) (2020年4月1日)	100% (5/5市) (2022年度)	100% (2022年度)	達成	本プラン	第5章4
	その他市町村 70%以上 (2022年度)	90% (45/50市町村) (2020年4月1日)	98.0% (48/49市町村) (2022年度)	100% (2022年度)	98.0%		
成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定している市町村の割合	—	7.4% (4/54市町村) (2019年10月1日)	79.6% (43/54市町村) (2023年7月1日)	100% (2024年度)	79.6%	本プラン 第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画	第5章4
成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置している市町村の割合	—	20.4% (11/54市町村) (2019年10月1日)	75.9% (41/54市町村) (2023年7月1日)	100% (2024年度)	75.9%	本プラン 第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画	第5章4

項目	障害者基本計画 の目標	県の現状値		本計画の目標	進捗率 (直近)	目標の根拠	関連
		計画策定時	直近				
メンタルヘルス 対策に取り組ん でいる事業所の 割合	80%以上 (2022年度)	46.5% (2020年度)	64.6% (2022年7月31日)	80% (2025年度)	80.7%	あいちワー ク・ライフバ ランス行動計 画2021-2025 (2023年5月改訂)	第5章6
障害者支援施設 及び障害児入所 施設における定 期的な歯科検診 の実施率	90% (2022年度)	90.4% (2018年度)	97.7% (2022年度)	100% (2022年度)	97.7%	愛知県歯科口 腔保健基本計 画	第5章6
障害者就労施設 等が提供する物 品・サービスの 優先購入(調 達)の実績額	前年度比増 (~2022年度)	11,697,637円 (2019年度)	16,587,949円 (2022年度) 「過去調達実績最高額」 2021年度実績 19,669,771円	毎年度 過去調達実績 最高額を上回る (2026年度)	84.3%	本プラン	第5章7
就労継続支援B 型事業所の月額 平均工賃額	地方公共団体が 作成する第5期 障害福祉計画等 の状況を踏まえ 設定	16,888円 (2019年度)	月額(実績) 18,174円 時間額(実績) 259円 (2022年度)	月額(実績) 19,415円 時間額(実績) 260円 (2023年度)	93.6%	愛知県工賃向 上計画	第5章7
あいちアール・ ブリュット展開 回数	—	年間3回 ナイト展含む (2019年度)	年間4回 ナイト展含む (2022年度)	毎年度3回実施 (2026年度)	達成	本プラン	第5章9
障害者スポーツ 参加促進事業の 参加者数	—	619人 (2019年度)	416人 (2022年度)	650人 (2021年度)	64.0%	本プラン	第5章9

障害福祉計画については、第6章で設定した成果目標を再掲します。また、県の地域生活支援事業の実施見込量は、下表のとおりです。

【障害福祉計画に関する事項】（図表 184）

項目	本計画の目標	障害者計画の 関連施策
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行		
①地域生活移行者数の増加	2022 年度末から 2026 年度末における地域生活移行者数を 147 人とする。 (2026 年度末の施設入所者数を 3,497 人とする。)	第5章 1、5
②施設入所者数の削減	2026 年度末までの施設入所者削減数を 185 人とする。	
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
①地域における平均生活日数の増加	2026 年度における精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とする。	第5章 1、5、6
②1年以上長期入院患者数の削減	2026 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数、65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を次のとおりとする。 [精神病床における慢性期入院需要] (1) 65 歳以上患者数 3,422 人 (2) 65 歳未満患者数 2,915 人	
③精神病床における早期退院率の上昇	2026 年度における精神病床の早期退院率を次のとおりとする。 (1) 入院後 3 か月時点の退院率：68.9% (2) 入院後 6 か月時点の退院率：84.5% (3) 入院後 1 年時点の退院率：91.0%	
3 地域生活支援の充実		
①地域生活支援拠点等の機能の充実	各市町村において、地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）し、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。	第5章 5
②強度行動障害のある人に対する支援体制の整備	各市町村又は圏域において、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。	
4 福祉施設から一般就労への移行等		
①福祉施設利用者の年間一般就労移行者数の増加	2026 年度における年間一般就労移行者数を 2,153 人とする。 就労移行支援事業所：1,538 人 就労継続支援 A 型事業所：336 人 就労継続支援 B 型事業所：196 人 その他：83 人	第5章 7
②就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	2026 年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。	

項目	本計画の目標	障害者計画の 関連施策
③就労定着支援事業所の利用者数の増加	2026年度における就労定着支援事業の利用者数を2,134人とする。	第5章7
④就労定着支援事業所における就労定着率の向上	2026年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。	
⑤地域の就労支援ネットワーク強化	県において、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を進めるため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。	
5 障害児支援の提供体制の整備等		
①児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	(1) 2026年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。（圏域設置でも可） (2) 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所が保育所等訪問支援等を活用しながら、2026年度までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。	第5章5
②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	2026年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児聴覚検査から発達支援につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。	
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2026年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。（圏域での確保も可）	
④医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	(1) 県において、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する。 (2) 県及び各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。（圏域設置でも可）	
⑤移行調整の協議の場の設置	障害児入所施設に入所する児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に移行できるよう、県において、移行調整に係る協議の場を設置する。	
6 相談支援体制の充実・強化等		
相談支援体制の充実・強化等	(1) 2026年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置する（複数市町村による共同設置可）とともに、基幹相談支援センターにおいて地域の相談体制の強化を図る体制を確保する。 (2) 各市町村において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保する。	第5章5、6
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	第5章5

【県の地域生活支援事業の実施に関する事項】（図表 185）

事業名	指標	2024 年度見込	2025 年度見込	2026 年度見込	障害者計画の 関連施策
専門性の高い相談支援事業					
発達障害者支援センター運営事業	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	第 5 章 5、6、7
	利用実人員	1,700 人	1,700 人	1,700 人	
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	支援拠点機関設置数	2 か所	2 か所	2 か所	
	相談支援実人員	900 人	900 人	900 人	
障害児等療育支援事業	実施か所数	12 か所	12 か所	12 か所	
障害者就業・生活支援センター運営事業	実施か所数	12 か所	12 か所	12 か所	
	実利用見込み者数	9,000 人	9,200 人	9,400 人	
広域的な支援事業					
相談支援体制整備事業	実施か所数	11 圏域	11 圏域	11 圏域	第 5 章 5、6
精神障害者地域精神保健福祉推進協議会	開催回数	保健所で 1 回	保健所で 1 回	保健所で 1 回	
精神障害者にかかるピアサポートの活用	家族ピアサポート相談件数	300 件	300 件	300 件	
災害時心のケア体制整備支援事業	専門相談員の有無	有	有	有	
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	地域協議会開催回数	3 回	3 回	3 回	

事業名	指標	2024 年度見込	2025 年度見込	2026 年度見込	障害者計画の 関連施策
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣					
手話通訳者養成研修事業	養成講習修了見込者数	40 人	40 人	40 人	第 5 章 2
手話通訳者派遣事業	利用見込件数	170 件	170 件	170 件	
要約筆記者養成研修事業	養成講習修了見込者数	40 人	40 人	40 人	
要約筆記者派遣事業	利用見込件数	85 件	85 件	85 件	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	養成講習修了見込者数	40 人	40 人	40 人	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用見込件数	1,600 件	1,600 件	1,600 件	
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	養成講習修了見込者数	30 人	30 人	30 人	
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	利用見込件数	150 件	150 件	150 件	
人材育成等その他の事業					
相談支援従事者研修事業	現任研修修了者数	400 人	400 人	400 人	第 5 章 5
	主任研修修了者数	48 人	48 人	48 人	
身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	研修開催回数	1 回	1 回	1 回	
障害者ピアサポート研修事業	基礎研修修了者数	42 人	42 人	42 人	
	専門研修修了者数	42 人	42 人	42 人	
	フォローアップ研修修了者数	42 人	42 人	42 人	